

※職務上請求書の誤送付について（経緯書）

1 概要

住民票の写し、戸籍謄本等の郵送請求に際し、返送する必要のあった※職務上請求書1通を、同日に発送した別人宛の送付物に誤って混入、送付したことが判明した。

2 経緯

令和6年3月28日、日常業務の一環として、住民票の写し、戸籍謄本等の郵送請求に対する対象物等を発送したところ、4月2日に当該書類を受け取った方から、別人の※職務上請求書が混入している旨の連絡があり、誤送付が判明した。

3 対応

- (1) 誤送付した相手方を訪問し、謝罪の上、誤送付した※職務上請求書を回収した。
- (2) 本来の返送先に電話連絡し、経緯を説明、謝罪の上、改めて※職務上請求書を返送した。

4 再発防止策

郵送請求のあった書類の封入作業は、複数の職員でのチェック体制とするとともに、業務に当たる職員に個人情報の重要性和、これを取扱う責任の重大性を改めて周知徹底する。

※職務上請求書とは、弁護士等一定の国家資格を有する者が、その受任した職務を遂行するために必要な範囲で、第三者の住民票の写し・戸籍謄本等を請求する際に使用する請求書のこと。